

(捨印)

# 訂 正 申 立 書

岡山地方裁判所第3民事部 御中

令和 年 月 日

住所 (〒 \_\_\_\_\_)

\_\_\_\_\_

氏名 (印)

\_\_\_\_\_

(TEL \_\_\_\_\_)

(担当者: \_\_\_\_\_)

御庁令和 \_\_\_\_\_ 年 ( ) 第 \_\_\_\_\_ 号担保不動産競売 (強制競売) 申立書の

- 当事者目録
- 物件目録
- 担保権・被担保債権・請求債権目録
- 請求債権目録
- 

を別紙のとおり訂正する。

## 訂正申立にあたって

訂正申立てをする際の手順を以下に示しますので参考にしてください。

1. 訂正申立書を作成してください。（訂正申立書の書式については別紙のとおりです。）

※ 訂正申立書には、①作成日付、②住所、③氏名、④押印、⑤事件番号、⑥訂正する目録等を記載、押印又はチェックしてください。

2. 訂正する目録等を各2部（1部は訂正申立書用、1部は写し用）作成してください。

※ 当該目録等の訂正すべき該当部分のみを訂正する形式ではなく、当該目録等の全部を訂正する形式にしてください。

3. 【手順1.】で作成した訂正申立書と【手順2.】で作成した目録等のうち1部を綴じる等して一体のものとしてください。

4. 【手順3.】で作成した訂正申立書と【手順2.】で作成した目録等のうち1部を岡山地方裁判所第3民事部不動産執行係に提出してください。

※ 訂正申立書の提出前に以下の事項を確認してください。

- ・ 裁判所に提出する書類
  - ①訂正申立書（1部）
  - ②目録等の写し（1部）
- ・ 提出書類の必要事項はすべて記載等がなされているか。
- ・ 目録等の訂正すべき箇所はすべて訂正しているか。（必ず、先に提出した競売申立書等のすべてと齟齬がないか確認して下さい。）

（※ 訂正申立が遅れると競売開始決定も遅れる場合がありますので、早急に訂正申立を行ってください。）

岡山地方裁判所第3民事部 不動産執行係  
〒700-0807 岡山市北区南方一丁目8番42号  
TEL086-222-6771（内線3580）  
FAX086-222-3358